

豊田市で建築確認用家屋証明書を取得される関係者の皆様へ

令和4年11月1日（火）～

ご注意ください

建築確認用家屋証明書を取得するのに **委任状**が必須になります！

- 建築確認の際に必要な「建築確認用家屋証明書」を取得する際、これまでは所有者本人以外の方でも委任状なしで取得することが可能でしたが、令和4年11月1日以降は、所有者本人（または市内同一世帯の親族）以外の方が申請する場合、所有者からの委任状が必須となります。

※所有者死亡の場合は、相続人からの委任状が必要になります（その場合、相続人であることが確認できる書類が必要な場合があります）。

- 変更後の窓口用交付申請書（兼委任状）及び委任状の様式については、10月上旬までに市公式HP上（下記リンク先）に掲載予定です。

<参考リンク（税に関する証明書の発行や閲覧とその手数料）>

<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/zeikin/noufu/1002924.html>

～お手数料をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします～

《問合せ先》

豊田市市民課 支援・証明担当

電話：0565-34-6625（直通）

FAX：0565-34-6191

メール：siminka@city.toyota.aichi.jp